

従業員等に新型コロナウイルス感染が確認された際の初期対応マニュアル（簡易版）

（注意）このマニュアルは、以下のWEBサイトを参考に独自に作成しました。国が明確なガイドラインなどを出していないためです。ご利用の際にはその点ご注意ください。

●京都府「府内事業所の従業員に新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の対応及び業務継続に関するマニュアル（雛形）」

<http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/ncvbcpm.html>

●川崎市「従業員等に新型コロナウイルス感染が確認されたときは」

<http://www.city.kawasaki.jp/nakahara/page/0000116320.html>

●農林水産省「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

従業員の感染が確認されたら

⇒

とにかく保健所へすぐに連絡！！

- (1) 事業所を所管する「保健所」に連絡し、指導を受ける
- (2) 従業員に対して、感染者が発生したことを周知し、体調管理（異変のある場合は速やかに所属長に報告）、事業所内の消毒などの予防策を徹底する
- (3) 保健所の指示に従い、濃厚接触者及び濃厚接触者以外の接触者のリストアップ
⇒発症日（0日）から患者確定日までの患者の行動に基づき濃厚接触者等のリストアップ
濃厚接触者＝2メートル以内で会話したマスクをしていなかった人、長時間会議で同室した人
濃厚接触者以外＝両者（患者・自身）がマスクをしていた人、短時間一緒にいたが接触しない人
- (4) 保健所の指示に従い、濃厚接触者及び濃厚接触者以外の接触者の健康観察（14日間）
⇒濃厚接触者と見込まれる人を速やかに自宅待機とし、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査（行政検査）を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。
⇒確定患者と接触があった従業員は最後に接触があった日から14日間、健康観察を実施
- (5) 保健所の指示を受け、施設を消毒
⇒患者が触れた可能性のある場所について、消毒剤を用いて消毒実施

業務の継続

(1) 重要業務の継続

⇒感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握する。

⇒重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。

以上